

がん等の診療に携わる医師等に対する緩和ケア研修会の開催指針（H29.12）の要旨

がん等の診療に携わる全ての医師・歯科医師を対象とする。また、これらの医師・歯科医師と協働し、緩和ケアに従事するその他の医療従事者も、参加することが望ましい。

特にがん診療連携拠点病院等においては、自施設のがん等の診療に携わる全ての医師・歯科医師（当該施設の病院長等の幹部を含む。）が、緩和ケア研修会を受講すべきである。

また、がん診療連携拠点病院等が連携する在宅療養支援診療所・病院及び緩和ケア病棟を有する病院のすべての医師・歯科医師が緩和ケア研修会を受講することが望ましい。

第4期千葉県がん対策推進計画（R6.4）

拠点病院等は、自施設のがん等の診療に携わる全ての医師・歯科医師が緩和ケア研修会の受講を修了することを目指すとともに、地域で連携している医療機関の医師・歯科医師の受講状況の把握や受講促進を通じて、基本的な緩和ケアを実践できる人材の育成に取り組みます。また、看護師、薬剤師等の医療従事者の研修も引き続き推進していきます。

県は、拠点病院等と連携し、がん等の診療に携わる医師等の緩和ケア研修会への参加機会の確保に努めます。また、広報などにより、関係機関やがん等の診療に携わる医師・歯科医師等への研修会の周知を図ります。

緩和ケア研修会開催指針の改正について

令和7年11月27日付け厚生労働省 健康・生活衛生局長通知
「がん等の診療に携わる医師等に対する緩和ケア研修会の開催指針の一部改正について」

本指針を一部改正し、令和8年4月1日より適用することとした。

< 主な変更点 >

	改正後	改正前
5 緩和ケア研修会の開催指針 (1) ② (ii) 集合研修企画責任者	<u>集合研修企画責任者は、がん体験者やその家族の体験談を研修会に取り入れる、研修会企画時に意見を求めるなど、医療者からの視点のみに偏った研修とならないよう配慮する。</u>	<u>集合研修企画責任者は、患者会をはじめとする患者やその家族の意向を十分に反映させ、地域のニーズを研修会の運用に役立てることとする。</u>

緩和ケア研修会開催指針の改正について

	改正後	改正前
<p>6 緩和ケア研修会の修了証書 (3) 修了証書の発行手順等について</p>	<p>④ 集合研修事務担当者は、集合研修の終了後速やかに、(様式6)の修了報告書及び(様式7)の集合研修修了者名簿を作成し、都道府県がん対策担当課を経由して、厚生労働省がん・疾病対策課まで提出をすること。厚生労働省がん・疾病対策課は、提出された書類を確認し、当該集合研修が「緩和ケア研修会標準プログラム」に準拠して実施されたと認める場合には、都道府県がん対策担当課を経由して、集合研修主催責任者にその旨を通知すること。<u>通知を受けた集合研修主催責任者は、集合研修修了者に対して、(様式2)に準拠した緩和ケア研修会修了証書を当該修了者の画面上に表示させること。当該修了者は、これを出力することで修了証書の交付を受けること。</u></p>	<p>⑤ 集合研修事務担当者は、集合研修の終了後速やかに、(様式6)の修了報告書及び(様式7)の集合研修修了者名簿を作成すること。また、(様式2)に準拠した修了証書に、参加者の氏名、集合研修の名称等を記載し、集合研修主催責任者の印を押印した上で、それぞれ都道府県がん対策担当課から、厚生労働省がん・疾病対策課まで提出をすること。厚生労働省がん・疾病対策課は、提出された修了証書については、健康局長印を押印した上で集合研修主催責任者に返却すること。</p>

緩和ケア研修会開催指針の改正について

改正後

様式 2

(略)
修了証書

(参加者の氏名)
(e-learningの登録ID)

e-learning修了日： 年 月 日

(略)

年 月 日

(主催者名) (削除)

(集合研修の名称) 主催者殿

本研修は「がん等の診療に携わる医師等に対する緩和ケア研修会の開催指針」（平成29年12月1日付け健発1201第2号厚生労働省健康局長通知の別添）に準拠したものであると認めます。

年 月 日

厚生労働省健康・生活衛生局長
(公印省略)

改正前

様式 2

(略)
修了証書

(参加者の氏名)

(略)

西暦 年 月 日

(主催者名) 印

(集合研修の名称) 主催者殿

本研修は「がん等の診療に携わる医師等に対する緩和ケア研修会の開催指針」（平成29年12月1日付け健発1201第2号厚生労働省健康局長通知の別添）に準拠したものであり、緩和ケア研修会を修了したものであると認めます。

西暦 年 月 日

厚生労働省健康局長 (健康局長名)
印

緩和ケア研修会開催指針の改正について

	改正後	改正前
<p>別添 1 緩和ケア研修会標準プログラム (1) e-learningについて</p>	<p>医師・歯科医師は全ての科目を受講することとし、その他医療従事者については、①～⑩は必修、⑪～⑮については、このうち2科目以上を受講すること。</p> <p><科目> ①～⑩ (略)</p> <p>⑪ がん以外に対する緩和ケア ⑫ <u>がん疼痛、呼吸困難、消化器症状以外の身体的苦痛に対する緩和ケア</u></p> <p>⑬ 不安、抑うつ、せん妄以外の精神的苦痛に対する緩和ケア ⑭ <u>緩和的放射線治療や神経ブロック等による症状緩和に関する基礎知識</u> ⑮ 社会的苦痛に対する緩和ケア</p>	<p>必修科目に関しては、受講者全員が受けることとし、選択科目に関しては、受講者の学習ニーズに応じて選択可能とする。</p> <p>(i) 必修科目 ①～⑩ (略)</p> <p>(ii) 選択科目 (選択科目のうち、2項目以上を学習すること。)</p> <p>① がん以外に対する緩和ケア ② 疼痛、呼吸困難、消化器症状以外の身体的苦痛に対する緩和ケア</p> <p>③ 不安、抑うつ、せん妄以外の精神的苦痛に対する緩和ケア ④ 緩和的放射線治療や神経ブロック等による症状緩和 ⑤ 社会的苦痛に対する緩和ケア</p>

<厚生労働省からの連絡事項>

- 指針の改定に伴い、令和8年4月1日以降に実施されます集合研修については、書面提出・確認、及び修了証書の発行について、すべてオンライン上の新システムで実施することとなります。

新システムの稼働開始は令和8年4月1日以降となりますが、確認依頼書（様式3～5）は集合研修実施の2か月前までに都道府県へ提出することとなっております。このため、令和8年4～5月に集合研修を実施予定の施設等については、従来通りの確認依頼を実施した後、4月以降にオンライン上で集合研修の実施について登録を行っていただくこととなりますので、御注意ください。

なお、新システムの使用方法については、令和8年2月初旬に厚生労働省ホームページにマニュアルを掲載し、2月末～3月初旬に説明会を開催する予定です。

- 医師・歯科医師の方については、令和8年4月1日以降、**e-learning** の科目がすべて必修となります。令和8年3月31日までに**e-learning** 修了テストを修了する場合は、これまで通り選択科目5科目中2科目履修で修了可能です。（ただし、3月30～31日にシステム改修を実施予定であり、その間システムにログインできませんので、実質、3月29日までに**e-learning** 修了テストを修了していただく必要があります。）

県内の緩和ケア研修会受講状況

- 平成20年度から緩和ケア研修会を348回開催。医師・歯科医師の研修修了者数は、がん診療連携拠点病院等4,988名、拠点病院等以外1,581名の計6,569名。医師・歯科医師以外の医療従事者（メディカルスタッフ）は2,141名。合計8,710名（令和7年3月末までの累計）
- 令和元年度から新指針による緩和ケア研修会が開催されるようになった。
- 令和2年度は新型コロナウイルス感染症のため、緩和ケア研修会の中止が多くあった。
- 令和3年度は開催回数は新型コロナウイルス感染症の流行前と同水準までもどったが、自施設の職員に限定している施設が多かった。
- 令和4年度以降は新型コロナウイルス感染症で減っていた医師・歯科医師以外の医療従事者（メディカルスタッフ）の修了者が流行前とほぼ同水準までもどった。

研修会開催及び修了者数の推移

